

## 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

# 企業の思い切った事業再構築を支援

## 中小企業等事業再構築促進事業

### 対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。

### 中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
- ✓ 卒業枠\* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\* 事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※ 中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

### 中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万超は1/3)
- ✓ グローバルV字回復枠\*\* 補助額 8,000万円超～1億円  
補助率 1/2

\*\* 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

## 経営資源集約化税制、設備投資促進税制

### (1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

①M&A実施後のリスクに備える準備金、②設備投資減税、③雇用確保を促す税制の3つの措置をセットで適用

### (2) 様々な設備投資を促す税制 (生産性向上、DX) (延長等)

「中小企業経営強化税制」は、延長 (10%税額控除等)

「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (7%税額控除等)

令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において措置予定

(上記予算案・税制改正成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)

## 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

### 小売業

衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少



店舗での営業規模を縮小し、  
ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、  
新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

### 製造業

航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少



当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、  
ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

### 飲食業

レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少



店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを  
新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、  
新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

## 経営資源集約化税制、設備投資促進税制

### 経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

#### ①準備金の創設（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。  
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

#### ②M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

#### ③雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

### 様々な設備投資を促す税制（延長等）

#### 生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%）※計画認定手を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		統合【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

□ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

お問合せ先

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課  
03-3501-1816  
中小企業庁 事業環境部 財務課  
03-3501-5803